武蔵野市立第四小学校 P.T.A.のきまり

第一章 総則

- 第1条 【名称】この会は、「武蔵野市立第四小学校 P.T.A.|といい、事務所をこの学校内におく。
- 第2条 この規約におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。
 - (1) 「本校」とは、武蔵野市立第四小学校をいう。
 - (2) 「児童」とは、本校に学籍をおく児童をいう。
 - (3) 「保護者」とは、児童に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者をいう。
 - (4) 「教員」とは、本校に勤務する教員をいう。
 - (5) 「会員」とは、この学校の児童の保護者(以下「P会員」という) 並びにこの学校の教員(以下「T会員」という)とする。
- 第3条 【目的】この会は、保護者と教員が協力して、児童の幸福と健やかな成長をはかり、よき先生、 よき保護者であるよう学び、考え、実践することを目的とする。

第二章 活動の方針

- 第4条 この会は、次の各号を活動方針とする。
 - (1) 児童の教育、福祉及び安全のために活動する他の団体や機関と協力して活動する。
 - (2) 特定の政党や宗教等に係る活動はしない。
 - (3) この会の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - (4) もっぱら営利を目的とする活動はしない。
 - (5) 教員の人事には干渉しない。

第三章 活動

- 第5条 この会は、第3条の目的を果たすため、次の活動をする。
 - (1) 学校教育を理解し、保護者と教員の協力関係を深めるための活動をする。
 - (2) 児童の校外生活の安全と充実のための活動をする。
 - (3) 会員の意識を高めるための研修等の活動をする。
 - (4) PTA 連絡協議会、青少年問題協議会等地域との連携を図り活動する。
 - (5) その他、必要と認められる活動をする。

第四章 入退会

- 第6条 この会に入会しようとする者は、別に定める入会届を提出する。
- 第7条 会員が次の各号の1に該当した場合は、退会となる。
 - (1) 転出等により児童の学籍が失われたとき
 - (2) 児童の保護者でなくなったとき
 - (3) 退職、異動により教員でなくなったとき
 - (4) その他、特別な事情があり、その申し出があったとき

第五章 運営のための役まわり

第8条 この会には、次の役員と会計監査と校外生活委員長と行事委員長を置く。

会長 1名(P会員から選出)

副会長 3名(P会員から2名 T会員から1名)

書 記3名(P会員から2名 T会員から1名)会 計3名(P会員から2名 T会員から1名)

会計監査 3名(P会員から2名 T会員から1名)

校外生活委員長 1名(P会員から1名)

行事委員長 1名(P会員から1名)

尚、PTA連絡協議会(以下「P連」という)会長校および周年行事にあたる年の役員の人数は増 やすことができる。

- 第9条 役員、会計監査、校外生活委員長、行事委員長の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの 一年とする。ただし、新役員および新校外生活委員長・新行事委員長は、承認後引継ぎのために 活動することができる。
- 第10条 役員、会計監査、校外生活委員長、行事委員長の任務は、次の通りとする。
 - (1) 会長はこの会を代表し、この会をまとめ、運営についての最高責任を負う。
 - (2) 副会長は会長を助け、会長不在のときはこれに代わる。
 - (3) 書記はこの会の庶務を担当し、重要なことがらを記録し、その保管にあたる。
 - (4) 会計はこの会の会計すべてを処理する。
 - (5) 会計監査はこの会の会計を監査して、会員に報告する。
 - (6) 校外生活委員長は、校外生活委員会の運営をする。
 - (7) 行事委員長は、行事委員会の運営をする。
- 第 11 条 役員と会計監査、校外生活委員長、行事委員長の選出は、その選挙規定による。この選挙は、 選挙管理委員会が管理する。

第六章 委員

第12条 委員の選出は、次の通りとする。

【学級委員】

- (1) 学級ごとにP会員から委員1名を選出する。(以下「P学級委員」という)
- (2) 学級担任のT会員は、その学級の学級委員となる。(以下「T学級委員」という)
- (3) P学級委員は、学年ごとに学年長1名を互選する。

【校外生活委員】

- (1) 学区域をいくつかの地区に分け、必要に応じ地区内をさらに班に分ける。
- (2) 地区班ごとに、P会員から校外生活委員各2名(以下「P校外生活委員」という)を選出する。
- (3) 校外生活委員長は、必要に応じ副委員長1名以上任命することができる。
- (4) 校外生活委員長は、校外生活委員を兼任しない。
- (5) 各地区担当のT会員は、その地区の校外生活委員となる。(以下「T校外生活委員」という)

【行事委員】

- (1) 行事委員長は互選会で選出する。
- (2) 学級ごとにP会員から委員2名を選出する。(以下「P行事委員 | という)
- (3) P行事委員は、副委員長、書記、会計を互選する。
- (4) T会員より、行事委員会担当の委員を定める。
- 細則① 各委員(校外生活委員は除く)選出の際、PTA 役員・委員長経験者は委員経験者とみなす。 (複数児童が在籍の場合、そのすべての学年で経験者とみなす)
- 細則② 行事委員について、選出が難航した場合に限り、学年全体から委員経験のない人、または立 候補した人から選出することができるものとする。
- 細則③ 第10条細則①~③は運営委員会で協議し、出席者の3分の2以上の賛成があれば、いつでも変えることができる。

【広報委員】

P会員から委員を最大3名選出する。

- 第13条 委員の任期は、1年とする。
- 第14条 委員の任務は、次の通りとする。

【学級委員】

- (1) 学級・学年ごとに学級会・学年会を設け、協議してその運営に当たる。
- (2) 学級委員は、会員の親睦をはかるとともに、学校教育への理解を深め、よりよい学校と保護者の協力関係を作り出すよう努める。

【校外生活委員】

(1) 各地区で協力して、児童の校外での生活を見守り、地域の防災・防犯に努める。

【行事委員】

(1) PTA の行事を企画し、運営に当たる。

【広報委員】

- (1) PTA だより特集号(先生紹介号)の企画・写真撮影・原稿作成
- (2) PTA 総会に出席
- (3) P 連広報委員会に出席
- (4) 適宜 PTA 運営委員会に出席し報告
- (5) PTA だより役員・活動紹介号の編集
- (6) PTA ホームページおよびメール等による情報配信

第七章 会議

- 第15条 この会議は、次の通りとする。
 - (1) 総会
- (5) 行事委員会
- (2) 運営委員会
- (6) 学級会・学年会
- (3) 役員会 (7) 学年委員会
- (4) 校外生活委員会(8) 臨時特設委員会

第16条 総会

- (1) 総会は、この会の最高決議機関である。
- (2) 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- (3) 定期総会は年度始めに開催され、前年度の会務・決算・会計監査の報告および承認、新会計監 査・新委員の承認、新年度の運営方針・活動計画・予算案の承認、その他必要事項を審議する。
- (4) 臨時総会は、会長または会員の5分の1以上が必要と認めた場合開くことができる。
- (5) 定期総会および臨時総会は、通常の総会のほか、状況に応じ Web 総会、書面総会での開催を可 能とする。その開催方式は、役員と校長とで協議決定する。
- (6) 総会は委任状(電磁的記録を含む)を認め、会員の3分の1以上で成立する。
- (7) 総会(Web 総会を含む)の議事は、出席者(委任状を含む)の過半数によって決まる。
- (8) 書面総会での議事は、原則として、会員の書面(電磁的記録を含む)による決議書(委任状を含 む)によって決まる。この場合において、議事はその過半数で決する。
- (9) 用語の定義

総会:特定の場所に集合し、議案説明や議論、決議を行う方式のこと

Web 総会:特定の場所に集合せず、議案説明や議論、決議を Web を通して実施する方式のこと 書面総会:議案説明や議論を行わず、書面をもって実施する方式のこと

第17条 運営委員会

- (1) 運営委員会は、役員・P学級委員・T学級委員代表・校外生活委員長・T校外生活委員代表・行 事委員長・T行事委員代表によって構成される。
- (2) 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、必要事項を審議する。
- (3) 運営委員会は、活動計画・予算の執行・事務連絡等について協議する。

第18条 役員会

- (1) 役員会は、会長が必要に応じて招集する。
- (2) 対外的な事の処理にあたり、その結果を会員に報告する。
- (3) 年度初めには、その年の運営方針・活動計画および予算案などを立案し、各委員会にはかり最終 的な計画をたてる。
- 第 19 条 校外生活委員会は、校外生活委員長・P校外生活委員とT校外生活委員の代表によって構成さ れる。
- 第20条 行事委員会は、行事委員長・P行事委員とT行事委員の代表によって構成される。
- 第21条 臨時特設委員会は、運営委員会が必要と認めたとき設置され、その委員は会長が委嘱する。
- 第22条 第17条以下の各委員会は、随時、委員長が招集し、必要事項を審議する。

学級会は学級委員が招集し、必要事項を審議する。

学年会・学年委員会は、学年長が招集し、必要事項を審議する。

第23条 その他必要となる委員会は、総会の承認を経て、これを設置することができる。

第八章 会計

- 第24条 この会は会費で運営し、会員は会費納入の義務がある。
 - 細則① 年度途中に入会した会員は、以下のとおり会費を納入する。
 - 1学期に転入した会員 年額を納入する。
 - 2学期に転入した会員 年額の半分を納入する。
 - 3学期に転入した会員 当該年度は納入せず翌年度から会費を納入する。
 - 細則②納入済みの会費は、原則として理由の如何にかかわらず返金しないものとする。
 - 細則③ 第 22 条細則①~③については、運営委員会で協議し、出席者の 3 分の 2 以上の賛成があれば、いつでも変えることができる。
- 第25条 会費を変更するときは、総会で決定する。
- 第26条 予算・決算は、総会で承認をうける。
- 第27条 年二回、会計報告と会計監査の結果報告をする。
- 第28条 この会の会計は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第九章 個人情報の保護

第 29 条 この会が保有する個人情報は、別に定める個人情報取扱規則によって適正に取り扱う。

付 則

第1条 会員のための同好会活動

- (1) 会員のレクリエーション・課題や趣味の研究グループとして同好の人による同好会を設ける。
- (2) 同好会の運営は、自己負担で行う。ただし、その門戸を広く全会員に開き、対外行事への参加・同好会育成のための補助をする。
- (3) 同好会員は、四小 PTA 会員にかぎり、入脱会は自由である。
- (4) 各同好会は、代表者を置き、代表者会をつくる。また、役員会と緊密な連絡をとる。
- (5) 同好会の新設は、運営委員会の承認が必要である。

第 2 条 PTA だより

- (1) この会の広報的活動として「PTA だより」を適宜発行する。ただし、運営委員会開催後は毎回活動報告として発行する。
- (2) 役員会において発行し、内容、書き方、人員等すべてその年度の役員会で協議決定する。
- 第3条 校長は選挙管理委員会を除き、どの会にも出席して意見を述べることができる。
- 第4条 慶弔規定は別に定める。この規定は、総会で改廃することができる。
- 第5条 この会のきまりは、総会で出席者の3分の2以上の賛成があれば、いつでも変えることができる。ただし、学級会での話し合いを経て、運営委員会において出席者の4分の3以上の賛成が得られた条項は、次の総会または臨時総会までの間に限り、きまりとして試行できる。その条項は、次の総会または臨時総会にPTAの決まり改定案として提出し議決できる。

第6条 このきまりは、昭和53年4月1日より実施する。

平成4年9月14日より一部改正する。 平成4年12月19日より一部改正する。 平成11年2月22日より一部改正する。 平成11年5月15日より一部改正する。 平成 12 年 2 月 21 日より一部改正する。 平成13年2月2日より一部改正する。 平成 16 年 2 月 26 日より一部改正する。 平成 17 年 2 月 24 日より一部改正する。 平成 18 年 2 月 24 日より一部改正する。 平成 19 年 9 月 18 日より一部改正する。 平成20年5月9日より一部改正する。 平成21年5月14日より一部改正する。 平成22年5月13日より一部改正する。 平成24年5月11日より一部改正する。 平成25年5月14日より一部改正する。 平成26年5月13日より一部改正する。 平成27年5月12日より一部改正する。 平成28年5月10日より一部改正する。 平成30年5月19日より一部改正する。 令和2年2月14日より一部改正する。 令和2年11月16日より一部改正する。 令和3年6月16日より一部改正する。 令和4年2月28日より一部改正する。 令和5年2月21日より一部改正する。 令和5年4月24日より一部改正する。

個人情報取扱規則

制定 令和5年2月21日

(目的)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という)に基づき、武蔵野市立第四小学校 PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的に、PTA 役員・会員・児童名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という)の取扱いについて定める。

(定義)

- 第2条 この規則に用いる文言の定義は、個人情報保護法に基づくものとする。(責任者、管理者)
- 第3条 本会における個人情報データベースの責任者は PTA 会長とし、管理者は副会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 役員及び校外生活委員長、及び行事委員 長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人 に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示 し、本人の同意を得る。

(利用)

- 第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。
 - (1) 会員名簿の作成、役員名簿及び各委員会、行事参加者名簿の作成
 - (2) PTA 活動に関する案内、その他の文書の送付
 - (3) PTA 役員の活動管理等
 - (4) PTA 会費の集金・管理

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理し、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに処分する。

(保管及び持ち出し等)

第 10 条 本会で収集した個人情報については、施錠のできる所定の場所に保管することとして、原則、学校外への持ち出しはできない。また、個人情報データベースを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策を講じ適切な状態で保管する。また、やむを得ず持ち出す場合は、あらかじめ管理者に利用の目的と内容を示し、承認を得るものとする。そして、個人データを持ち出す場合は、電子メールでの送信も含め、ファイルパスワードを設定するなど適切に取り扱う。

(第三者提供の制限)

- 第 11 条 個人情報は次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第 12 条 個人情報を第三者(第 11 条第 1 号から第 3 号の場合を除く)に提供したときは、次の項目 について記録を作成し保存する。
- (1) 第三者の氏名、住所、電話番号
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

- 第 13 条 第三者(第 11 条第 1 号から第 3 号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- (1) 第三者の氏名、住所、電話番号
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直 ちに管理者に報告する。

(改正)

第16条 本会の「個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

選挙規定

- 第1条 この規定は、武蔵野市立第四小学校 PTA 役員・校外生活委員長・行事委員長・選挙管理委員および会計監査の選出について規定する。
- 第2条 四小 PTA 会員は、すべて選挙権を有する。
- 第3条 四小 PTA 会員は、すべて被選挙権を有する。ただし、役員・委員長を通算2年した者および次年度脱会予定者を除く。本人の希望がない限り再任されない。(臨時特設委員会の委員長は、その任が6カ月以上にわたるときのみ1年と考える。)
- 第4条 四小 PTA 会員は、すべて推薦権を有する。
- 第5条 役員・校外生活委員長・行事委員長の選挙
 - (1) 選挙の時期は、原則として毎年2月末日までとする。
 - (2) P選出の役員は、会長1名・副会長2名・書記2名・会計2名とし、校外生活委員長・行事委員 長も同時に選出される。尚、P連会長校及び周年行事にあたる年の役員の人数は増やすことがで きる。増やす役職および人数については、運営委員会で審議し、それに基づき選挙を行う。
 - 1. 次年度脱会予定者以外の会員は、学年ごとの話し合い(以下「学年選出会」という)により、 P会員より、4名以上の候補者を選出する(自薦・他薦を含む)。選出は、役員・委員長経験 の少ない人を優先する。
 - 2. 選管は、候補者の氏名・所属学年・組をまとめ、全会員に通知する。
 - 3. 選管の立ち会いの下に開かれる互選会において、候補者の話し合いにより会長その他の役員・校外生活委員長および行事委員長を選出する。
 - 4. 選管は、互選会の結果をうけて、すみやかに信任投票を行う。信任は投票総数の過半数をもって決定し、それを新役員・新校外生活委員長および新行事委員長の承認とする。結果は全会員に通知する。
 - (3) T選出の役員は、副会長1名・書記1名・会計1名とする。
 - (4) T会員の役員は、年度初めに校長が推薦し、定期総会で紹介され、承認を得る。
 - 細則① 学年選出会は、1回のみとし、選管の立会いの下で行われる。 ただし、事前のアンケート等により4名以上の候補者が確定した場合は、その結果を もって学年選出会とすることができる。
 - 細則② 学年選出会開始後、話し合いで1時間以内に候補者が出そろわない場合、選出方法は、 クジ引き等、各学年の判断を尊重する。ただし、選出方法の決定については、出席者の 過半数の賛成をもって、学年の総意とする。
 - 細則③ 学年選出会は、日時・場所を開催日の約2ヶ月前までに書面又は電子メール等の方法で 通知する。
 - 細則④ 学年選出会には、会員が出席する。
 - 細則⑤ やむを得ず、学年選出会に各家庭からひとりも出席できない場合は、委任状を提出し、 学年選出会の決定に従う。(委任状は、学年選出会開始直前まで受け付ける)
 - 細則⑥ 学年選出会に委任状の提出がない場合は、会員本人が互選会に出席する。
 - 細則⑦ 複数の児童が在籍する会員は、年少の児童が所属する学年選出会に出席する。

細則⑧ 第5条細則① \sim ⑧については、運営委員会で協議し、出席者の3分の2以上の賛成があれば、いつでも変えることができる。

第6条 選挙管理委員の選挙

- (1) P選出の委員は6名とし、次年度脱会予定者の中より選出する。
- (2) T選出の委員は2名とし、年度初めに校長が推薦する。

第7条 会計監査の選挙

- (1) P選出の委員は2名とする。
- (2) T選出の委員は1名とし、年度初めに校長が推薦する。
- 第8条 選管・監査の各委員は、総会で承認される。
- 第9条 この規定は、総会で改廃することができる。
- 第10条 この規定は、平成10年5月16日より一部改定する。

平成11年2月22日より一部改定する。

平成11年5月15日より一部改定する。

平成16年2月26日より一部改定する。

平成 17 年 2 月 24 日より一部改定する。

平成 18年2月24日より一部改定する。

平成 19 年 9 月 18 日より一部改定する。

平成21年5月14日より一部改定する。

平成28年5月10日より一部改定する。

令和2年2月14日より一部改定する。

令和5年5月26日より一部改定する。

慶 弔 規 定

- 第1条 この規定は、武蔵野市立第四小学校に勤務する職員(教職員と雇用員)とその家族および児童保護者の慶弔の取り扱いについて規定する。
- 第2条 教職員転退の場合 本校在籍年数の区別なく、花束等の記念品を餞別としておくる。
- 第3条 T会員婚礼の場合 祝電を打ち、お祝いをする。
- 第4条 死亡弔慰金については

T会員死亡5,000円T会員配偶者および直系一親等内の家族の死亡3,000円P会員死亡5,000円児童の死亡5,000円

- 第5条 病気・火災・その他特別のときの見舞いについては、役員会で考慮する。
- 第6条 会員が負傷・水害・天災・その他非常災害にあった場合は、役員および該当学年の委員で、その 都度考慮する。ただし、集団的災害の場合は、運営委員会で決定する。
- 第7条 PTA 事務員および職員に準ずる者は、会員に準ずる。
- 第 8 条 上記各条に該当しない事項でも四小 PTA として慶弔の必要ありと認められる場合は、役員会でこれを審議する。
- 第9条 以上の慶弔は、会を代表する会長および役員がその任に当たる。返礼は一切不要とする。

P.T.A.の組織

